

青森県報

第三千八百四十一号

平成二十六年
五月十二日
(月曜日)

告 示

青森県告示第百八十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
産業廃棄物の最終処分場（安定型）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十三号）第十三条の二第一号	上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢六〇の六〇の一部

青森県告示第百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
ハッピー調剤薬局田向店	八戸市大字田向字毘沙門平三二の一	平成 二五・二・三
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一の一六	二六・二・二六

目 次

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………	(環境保全課) …… 一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(障害福祉課) …… 一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(同) …… 二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) …… 三
平成二十六年青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査業務委託に係る一般競争入札……………	(環境政策課) …… 三
出先機関	
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(東青地民局) …… 四
土地改良区の定款変更の認可……………	(中南地民局) …… 五
右 同……………	(西北地民局) …… 五
土地改良区の役員の就任……………	(上北地民局) …… 五
土地改良区の定款変更の認可……………	(同) …… 五
土地改良事業の工事の完了……………	(同) …… 六

青森県立あすなろ医療療育センター	青森市大字石江字江渡一〇一	"
くすし調剤薬局	青森市久須志四丁目三の一六	"
青森県立さわらび医療療育センター	弘前市大字中別所字平山一六八	"
つがる調剤薬局	五所川原市字布屋町四一	"
つがる調剤薬局	五所川原市字布屋町九の六	"
つがる西北五広域連合西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	"
石川訪問看護ステーション やすらぎ	弘前市大字石川字大仏下二五の一	二六・三三
つがる調剤薬局	五所川原市字布屋町九の六	"
八〇一薬局まつばら	青森市松原三丁目二の八	"
八〇一薬局まつばら	青森市松原三丁目二の八	"
八〇一薬局かつら	青森市小柳六丁目一九の一六	"
八〇一薬局さんない	青森市西滝三丁目二九の七	"

青森県告示第二百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町二の二六	二六・三一

平成調剤薬局	青森市篠田一丁目九の八	"
訪問看護ステーションりんご	弘前市大字取上二丁目一四の一	"
サカエ薬局きづくり	つがる市木造有楽町六五の三	"
八〇一薬局さんない	青森市西滝三丁目二九の七	"
八〇一薬局かつら	青森市小柳六丁目一九の一六	"
八〇一薬局まつばら	青森市松原三丁目二の八	"
八〇一薬局羽白	青森市大字羽白字沢田五一の一	"
みさと調剤薬局	むつ市十二林一七の六	"
ファーマライズ薬局五所川原店	五所川原市字柳町一五の一	二六・四一
つがる薬局店	五所川原市字川端町三の四	"
えびな調剤薬局本店	五所川原市字川端町一の五	"
つがる調剤薬局	五所川原市字柳町一の四	"
つがる西北五広域連合つがる総合病院	五所川原市字岩木町二の三	"
中央薬品（株）中央調剤薬局つがる総合病院前支店	五所川原市字川端町一の四	"
青森県立さわらび療育福祉センター診療部	弘前市大字中別所字平山一六八	"
サカエ薬局二十四	五所川原市字川端町三一	"
くすし調剤薬局	青森市久須志四丁目三の一六	"

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シニアわの集い

三 代表者の氏名

館 政美

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字鮫町字小舟渡平九の二二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす高齢者・障害者の訪問介護を行うと共に、認知症予防・自立を促す生涯学習と位置付けて、明るく毎日を楽しく夢と希望をもって生きていくことが出来るよう支援すると同時にIT時代に呼応したパソコン操作やパソコンで楽しめる学習を通じて生き生きとした人生の実現に寄与することを目的とする。

平成二十六年年度青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 平成二十六年年度青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査業務

業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 履行期限 平成二十七年三月二日

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、調査及び研究に係る契約についてAの等級に格付けされた者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 過去五年間に都道府県において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画又は循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)第三十二条の規定に基づく循環型社会の形成のために必要な都道府県の施策に係る計画の策定のための調査として、次の(一)から(四)までに掲げる全ての業務について履行実績があること。なお、全ての業務について同一の都道府県での履行実績であることは要しないこととする。

- (一) 一般廃棄物に関する調査
- (二) 産業廃棄物に関する調査
- (三) 循環的利用量に関する調査

(四) 廃棄物に関する意識調査

三 資格の審査等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

- (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年五月二十六日午後五時までに青森県環境生活部環境政策課長に提出しなければならない。また、申請書及び関係書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境政策課循環型社会推進グループ

電話 〇一七 七三四 九二四九

五 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年六月十三日 午前十時

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

3 その他

郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則第三百三十二条第一項第二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第五百九十九条の規定による。

七 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 契約の締結

- 1 青森県財務規則第五百五十一条の規定により、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

- 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

九 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書及び入札説明書に定める事項を遵守すること。

十 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

詳細は入札説明書による。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森北部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年五月十二日

東青地域県民局長 近 藤 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	工藤美智磨	青森市大字後潟字大原一四	平成 二六・四・二就任
"	澤田 富雄	大字六枚橋字不浪知四九の八	"
"	大科 武雄	大字後潟字平野七八	"
"	坂本 誠一	大字六枚橋字不浪知四九の一	"
"	工藤 努	大字四戸橋字磯部三八	"
"	相馬 良一	大字六枚橋字不浪知八	"
"	佐々木春治	大字後潟字平野三	"
"	吉田 清一	" 二五	"
"	鶴谷 司	字大原六五	"
監事	千島 修	字平野七一の二	"
"	柴田 誠治	字大原四八	"
"	工藤 文治	大字六枚橋字磯打三二の六	"
理事	工藤美智磨	大字後潟字大原一四	二六・四・二退任
"	澤田 富雄	大字六枚橋字不浪知四九の八	"
"	大科 武雄	大字後潟字平野七八	"
"	相馬 良一	大字六枚橋字不浪知八	"
"	鶴谷 司	大字後潟字大原六五	"
"	工藤 努	大字四戸橋字磯部三八	"
"	佐々木春治	大字後潟字平野三	"
"	坂本 誠一	大字六枚橋字不浪知四九の一	"
"	吉田 清一	大字後潟字平野二五	"
"	坂本 一二	大字六枚橋字磯打三二の一	"
"	千島 修	大字後潟字平野七一の二	"
"	柴田 誠治	字大原四八	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、豊田土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年五月十二日

中南地域県民局長 高原 至 智

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年五月十二日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、滝沢平土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年五月十二日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事	沢居 文男	上北郡東北町字滝沢平二の五七五	平成二六・三・二四

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大豆

田土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年五月十二日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号） 第一百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年五月十二日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

東 北	野 崎	地区名 県営土地改良事業の名称	工事完了 年月日
(農道整備)		ため池等整備事業（用排水施設整備）	平成 二六・三二四
(中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）			二六・三二六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭